



# 金 沢 市 公 報

号外第5号の10

平成25年(2013年)3月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>教育委員会規則</b>	
金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	1
金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 ( " )	4
金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 ( " )	5
金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	5
金沢市図書館規則の一部を改正する規則 (図書館総務課)	5
金沢市女性センター条例施行規則を廃止する規則 (生涯学習課)	5

<b>教育委員会訓令甲</b>	
教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (教育総務課)	6
<b>教育委員会告示</b>	
金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高等学校)	6
<b>公平委員会規則</b>	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会)	8
<b>消防局訓令甲</b>	
金沢市火災原因及び損害調査規程の一部改正について (警 防 課)	9

## 教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

### ●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中

学校教育部 市立工業高等学校教育改革推進室	教育総務課  学校職員課 学校指導課	企画庶務グループ 施設管理グループ 施設整備グループ 学校事務グループ 学校給食グループ 学校職員グループ 企画庶務グループ 小学校指導グループ 中学校指導グループ
--------------------------	-----------------------------	--

を

学校教育部	教育総務課  学校職員課 学校指導課  生徒指導支援室	企画庶務グループ 施設管理グループ 施設整備グループ 学校事務グループ 学校給食グループ 学校職員グループ 企画庶務グループ 小学校指導グループ 中学校指導グループ
-------	--	--

に、

生涯学習部	生涯学習課  女性センター	企画庶務グループ 地域教育グループ 青少年教育グループ
-------	---------------------	-----------------------------------

を

生涯学習部	生涯学習課	企画庶務グループ 地域教育グループ 青少年教育グループ
-------	-------	-----------------------------------

に、

「教育プラザ富樫」を「教育プラザ」に改める。

第4条の表中「教育プラザ富樫」を「教育プラザ」に改める。

第5条第1項の表中

施設整備グループ	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項 3 市立工業高等学校の改築に関する事項
----------	--

を

施設整備グループ	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項
----------	---

に、

学校指導課	企画庶務グループ	1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課の所管に属するものを除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他グループに属しない事項
	小学校指導グループ	1 小学校に関する次に掲げる事項 ア 学校運営の指導助言に関する事項 イ 児童及び生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項を除く。） ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項

を

中学校指導グループ	<p>1 中学校に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 学校運営の指導助言に関する事項</p> <p>イ 児童及び生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項を除く。）</p> <p>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</p> <p>エ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>カ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>キ 学校の保健計画に関する事項</p>
-----------	--

学校指導課	企画庶務グループ	<p>1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項</p> <p>2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。）</p> <p>3 教材、教具等の整備に関する事項</p> <p>4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項</p> <p>5 他グループに属しない事項</p>
	小学校指導グループ	<p>1 小学校に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 学校運営の指導助言に関する事項（生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</p> <p>エ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>カ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>キ 学校の保健計画に関する事項</p>
	中学校指導グループ	<p>1 中学校に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 学校運営の指導助言に関する事項（生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</p> <p>エ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>カ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>キ 学校の保健計画に関する事項</p>
	生徒指導支援室	<p>1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項</p>

に

改め、同条第2項を削る。

第6条の表中

青少年教育グループ	1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年野外体験施設に関する事項	を
女性センター	1 講座の開催に関する事項 2 女性センターの管理運営に関する事項	
中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項	

青少年教育グループ	1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年野外体験施設に関する事項	に
中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項	

改める。

第7条(見出しを含む。)中「教育プラザ富樫」を「教育プラザ」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「教育プラザ富樫」を「教育プラザ」に改め、同条第7号中「、市立工業高等学校教育改革推進室」を削る。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、女性センター館長」を削る。

別表第2中

3	学校施設の開放校に指定された小学校及び中学校の利用団体の登録等							を
4	女性センターの使用承認等							
5	中央公民館の使用承認等							
6	キゴ山ふれあいの里の使用承認等							
7	キゴ山少年自然の家の使用承認等							
8	キゴ山天体観察センターの使用承認等							

3	学校施設の開放校に指定された小学校及び中学校の利用団体の登録等							に
4	中央公民館の使用承認等							
5	キゴ山ふれあいの里の使用承認等							
6	キゴ山少年自然の家の使用承認等							
7	キゴ山天体観察センターの使用承認等							

改め、同表の備考第2項中「、女性センター館長」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

別表金沢市女性センター館長印の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市学校給食小立野共同調理場の項中「小立野小学校」を「小立野小学校 菊川町小学校 南小立野小学校」に、「俵小学校 南小立野小学校」を「俵小学校」に改め、同表金沢市学校給食泉野共同調理場の項中「十一屋小学校 弥生小学校」を「野町小学校 弥生小学校 十一屋小学校」に改め、同表金沢市学校給食中央共同調理場の項中「野町小学校 新賢町小学校 菊川町小学校」を「新賢町小学校」に、「浅野町小学校」を「浅野町小学校 戸板小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市図書館規則の一部を改正する規則

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表泉野図書館の項中「映像ホール 集会室 ビデオ編集室 スタジオ グループ活動室」を「集会室 グループ活動室 映像ホール」に改める。

第12条の表泉野図書館の項中「映像ホール スタジオ ビデオ編集室」を「映像ホール」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市女性センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市女性センター条例施行規則を廃止する規則

金沢市女性センター条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会訓令甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程（昭和48年教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

別表中「女性センター、」を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第2号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

別表第1項の表中 「現代文」 を 「現代文B」 に、 「英語」 を 「コミュニケーション英語」 に、 「英語」 を 「コミュニケーション英語」 に、

Table with 4 columns: Reading, English Basic, English Expression, English Conversation. Values include 2b.

「英語表現」 を 「情報B」 を 「情報の科学」 に、 「英語会話」 を 「情報B」 を 「情報の科学」 に、

改め、同表第2項の表中 「現代文」 を 「現代文B」 に、 「英語」 を 「コミュニケーション英語」 に、 「英語」 を 「コミュニケーション英語」 に、

Table with 4 columns: Reading, English Basic, English Expression, English Conversation. Values include 2b.

英語表現		2 b	
英語会話			2 b

に、「情報B」を「情報の科学」に、

「マルチメディア応用」を「コンピュータシステム技術」

に改め、同表第3項の表中

「現代文」を「現代文B」に、

「英語」を「コミュニケーション英語」

「英語」を「コミュニケーション英語」

に、

リーディング			2 b
英語基礎		2 b	

を

英語表現		2 b	
英語会話			2 b

に、「情報B」を「情報の科学」に、

「マルチメディア応用」を「コンピュータシステム技術」

に改め、同表第4項の表中

「現代文」を「現代文B」に、

「英語」を「コミュニケーション英語」

「英語」を「コミュニケーション英語」

に、

リーディング			2 b
英語基礎		2 b	

を

英語表現		2 b	
英語会話			2 b

に、「情報B」を「情報の科学」に、

建築施工			4 a 2 b
------	--	--	---------

を

建築計画		4 a 2 b	
------	--	---------	--

に、

建築計画		4 a 2 b	
------	--	---------	--

を

建築施工			4 a 2 b
------	--	--	---------

に改め、同表第5項の表中

「現代文」を

「現代文B」に、「英語」

「英語」

を

「コミュニケーション英語」

「コミュニケーション英語」

に、

リーディング			2 b
英語基礎		2 b	

を

英語表現		2 b	
英語会話			2 b

に、

情報 B

を

情報の科学

に、

測量	3	3		6
土木施工		2 a	2 a	0, 4
土木基礎力学	3	2 a	2 a	3, 7
土木構造設計			2 a	0, 2
社会基盤工学			2	2
地球環境化学			2 a	0, 2

を

環境工学基礎			2 a	0, 2
測量	3	3		6
土木基礎力学	3	2 a	2 a	3, 7
土木構造設計			2 a	0, 2
土木施工		2 a	2 a	0, 4
社会基盤工学			2	2

に改め、同表の備考第3項中「学

校設定科目又は」を削る。

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成25年4月1日に現に第2学年及び第3学年に在学する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

## 公 平 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市公平委員会委員長 堀 口 康 純

●金沢市公平委員会規則第1号





平成25年(2013年)3月29日 印刷  
平成25年(2013年)3月29日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄